

初めてでもよく分かる



不動産相続の流れ



step
01

相続人の調査

→ 被相続人(亡くなられた方)の出生~死亡までの一連の戸籍を取得し、相続人を確定させます。



どんな場合でも、**相続人の調査は必要**です。
専門家に頼むと、早く・手間なく、戸籍を取得できます。

step
02

相続財産の調査

→ 固都税明細や名寄帳を取得し、
被相続人(亡くなられた方)の不動産を特定します。



不動産を見落とすと遺産分割協議のやり直しが必要です。
専門家による詳細な調査をお勧めします。

step
03

分割方法の協議

→ 相続人全員で遺産分割協議を行い、
不動産の分割方法を確定します。



協議で相続人全員の合意がとれたら、
遺産分割協議書を作成し相続人全員が署名捺印をします。
専門家に依頼すると、漏れのない正確な協議書が作れます。

step
04

相続登記

→ 被相続人名義の不動産の名義変更を、
法務局で行います。



ご自身でも手続きできますが、
面倒で複雑なため、専門家に依頼される方も多いです。

step
05

相続税申告

→ 不動産を含む被相続人の財産が一定以上の場合、
相続税の申告及び納税をする必要があります。



相続税申告が必要な場合には、
相続発生(を知った時)から10ヵ月以内の申告及び納税が必要です。